

Title	我が国の文化政策の構造
Author(s)	根木, 昭
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.11501/3155730
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	ね き 木 昭 あきら
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 8 4 8 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 11 年 6 月 3 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 名	我が国の文化政策の構造
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 多 胡 圭 一 (副査) 教 授 田 中 茂 樹 助 教 授 曾 我 謙 悟

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、“我が国の文化政策の構造”を分析し、今後の在り方を探るとともに、これを「文化政策論」として総合・体系化し、一定の枠組みを提示した。本論文の基本的な観点は、文化政策の属地性を踏まえた“我が国”の「文化政策論」の構築、芸術文化への支援に関わる「文化政策」の明確化、文化経済学・アートマネジメント論に對置する「文化政策論」の形成、他の政策領域の文化への接近を踏まえた“総合”文化政策の在り方を提示することにある。

第1章においては、文化庁の主要な政策対象領域である「文化の振興と普及」「文化財の保護と活用」の面に関し、戦前から現在までの文化政策の変遷を概観し、今日の文化政策が成立するに至った歴史的経緯を整理した。

第2章においては、今日の文化政策の背景を成す4つの事項——芸術文化に対する「内容不関与の原則」、戦後確立された文化政策の「文教」への位置付け、日本文化の形成過程から導き出される文化政策の方向性、1980年代の時代状況の今日的意義——について明らかにした。

第3章においては、今日の文化政策の構造——国（文化庁）の文化政策の対象領域と機能、文化の振興と普及に関わる全体的な枠組み、文化支援に関わる施策（支援行政）の実態、他の政策領域の文化への接近、地方公共団体の文化政策（自治体文化行政）、文化法制、文化予算——を明らかにした。

第4章においては、文化政策の形成過程について国と地方公共団体の実態を分析し、大震災という非常時における兵庫県の文化政策の変質を眺めるとともに、文化庁の文化政策策定機関による諸提言の軌跡とこれに対する政策対応を分析した。

第5章においては、文化政策の主要な柱の1つである文化施設の設置・運営（設置者行政）に関し、文化会館と美術館を対象に、実態把握と問題点の分析、今後の在り方を探った。

第6章においては、アートマネジメントと文化政策に関し、舞台芸術への公的支援の必要性和民間企業によるメセナ活動の高揚、文化経済学とアートマネジメント論の提唱といった状況を踏まえ、相互の異同及び関連について整理した。

第7章においては、まちづくりと文化政策に関し、文化施設と都市景観、各県の文化振興指針に見るまちづくりと

文化政策の関連、滋賀県長浜市の黒壁ガラススクエアの例、新潟県・長岡市・小国町における文化政策と生涯学習政策の交錯について分析した。

第8章においては、歴史的・文化的景観の保存に関し、自然的名勝と天然記念物をめぐる文化財保護法と自然環境保全法制の相互関連と整合性、記念物と景観の形成・小生態系の保全に関わる各種政策の複合、国レベルの法令の交錯と限界、地方公共団体における総合・一体化の実態について分析し、今後の在り方を探った。

第9章においては、近年、その構成美と日常景観についての認識が深まりつつある田園景観をめぐる文化政策と各種政策のインターフェイス（接面）について分析し、人文的景観と近隣の小生態系の保護と再生に関わる各種政策の連携の必要性について整理した。

第10章においては、以上を踏まえ、総合的な文化政策の在り方とその方向性について提示し、締めくくりとした。

論文審査の結果の要旨

本論文は「我が国の文化政策の構造」を分析し、「文化政策論」として、総合化・体系化することを目的としたものである。その際、基本的に四つの側面・観点からアプローチしたものである。1. 文化政策の属地性と「我が国」の「文化政策論」の構築。2. 芸術文化への支援という観点から文化政策のあり方の明確化、3. 文化経済学あるいはアートマネジメント論に対置する「文化政策論」の形成、4. 文化概念の拡大による「文化政策」の総合化、である。

全体を通して、日本の文化政策のあり方について、四つの観点を鮮明にさせながら、詳細に論述されている。戦前のあり方を含めて、歴史的な背景を踏まえて、各時代の、あるいは他の政策領域の、また各地方地域の具体的な文化政策について、豊富な事例の紹介とそれを基にした明晰な分析・考察が示されている。本論文はこの分野の研究において文化政策を歴史的・構造的に総合化した先駆的なものでありかつ啓蒙的なものである。

以上のことから、本論文は独創性のある内容のもので論文博士の学位に値するものと認められる。